

旧小学校施設の活用を進めています

～5月末現在の進捗状況をお知らせします～

図 行財政改革・公共施設等マネジメント推進室(千代田庁舎)

文部科学省の調査(平成28年5月)では、平成14～27年度に全国で約6,800の廃校が発生し、優良な活用事例がある一方で、有効な活用策が決まらない施設も数多くあります。

本市では、平成28年3月に廃校となった霞ヶ浦地区の小学校6校について、施設を生かした有効利用を最優先とし、公的利用の調整や民間活用に向けた優先交渉権者との交渉を進めています。

旧穴倉小 健康増進拠点「ウエルネスプラザ」として再生

公的利用

この施設は、市のほぼ中心部に位置することから、現在は分散配置となっている保健センターや地域包括支援センター、家庭児童相談を行う子ども未来室をはじめ、福祉関係機関を集約するとともに、新たな健康増進事業の展開、市民活動や公民館活動などに対応し、幅広い意味での健康増進の中心拠点(仮称：かすみがうら市ウエルネス[※]プラザ)として転用します。

平成29年度から今年度にかけて設計業務を進めており、31年度に改修工事、32年度中にオープンする予定です。この施設整備によって、これまで立地の面でご不便をおかけしていた保健や福祉に関する行政サービスなどを、一体的にご利用いただけるようになります。

※ウエルネス=肉体面の健康だけでなく、生活全体を積極的・創造的なものにして、健康を維持・増進させる生活活動。



旧安飾小

公的利用

歴史博物館の収蔵施設に転用

これまで市内に分散保管されていた埋蔵文化財出土品をはじめ、廃校となった旧6小学校の歴史的資料などの収蔵施設として校舎を活用することとし、今年度中に転用する予定となっています。

歴史博物館や富士見塚古墳公園などと連携した活用により、市や地域の歩みの証である貴重な史料を後世に引き継いでいきます。

旧下大津小

公的利用・民間活用

土浦市のNPO法人フットボールクラブエスペランサにおいて、サッカーを中心とする総合型スポーツクラブの拠点として活用することで、事業化に向けた具体的な計画の調整を進めています。

また、市では、下大津地区の老朽化した旧公民館施設の機能を校舎内に移転し、民間事業者と共同で利用する体制を想定しており、今後、施設の改修計画なども検討する予定としています。

旧牛渡小・旧佐賀小

民間活用

群馬県前橋市の学校法人NIPPON ACADEMYにおいて、周辺の観光資源や農水産物などと連携し、日本語学校を修了した留学生を主な対象として、和食の調理師やホテルマンなど、国内外の観光事業に必要な人材の養成を行う宿舍一体型の専門学校として活用する計画を進めています。

まずは、旧佐賀小学校を先行して対応することで、同法人において茨城県に学校の設置計画を申請し、承認されています。今後、地元説明会を開催し、施設の改修や学校の開校に向けた認可申請を進める予定となっています。

説明会の日程が決まりましたら、ホームページなどでお知らせします。

旧志士庫小

民間活用

旧小学校隣接の株式会社貝塚正雄商店において、材料となる農産物の加工や検査などの施設としての活用を中心に、地元地区のコミュニティ拠点などが併設される計画です。

現在は、市街化調整区域における立地条件などについて、具体的な協議を進めています。

7月8日(日)はかすみがうら市長選挙 かすみがうら市議会議員補欠選挙

の投票日です



市民の皆さんにとって、もっとも身近な選挙であり、意見や要望を市政に反映させる大切な機会です。積極的に投票しましょう。

問 かすみがうら市選挙管理委員会(千代田庁舎)

投票日について

▶投票日 7月8日(日) 午前7時から午後6時まで

投票できる方

投票するためには、かすみがうら市の選挙人名簿に登録されていることが必要です。今回の選挙で投票できるのは、次の要件を満たしている方です。

●選挙当日の年齢が満18年以上(平成12年7月9日以前出生)の方で、平成30年6月30日(選挙時登録日)まで、引き続き3ヶ月以上かすみがうら市の住民基本台帳に記載されている方。

●転入者については、平成30年3月30日までにかすみがうら市に転入届をした方で、引き続き住んでいる方。

※かすみがうら市の選挙人名簿に登録されていても、投票日までにかすみがうら市外へ転出した方は、かすみがうら市長選挙・かすみがうら市議会議員補欠選挙の投票はできません。7月2日から7日までに市外へ転出する方は、転出する前に期日前投票により投票できます。

投票するには

投票所の入場券は、皆さまのお宅へ郵送します。投票日当日は、入場券を持参し、入場券に記載されている投票所で投票をお願いします。

なお、入場券は世帯全員分を1通で発行します。投票の際にはご自身の分を切り取って投票所にお持ちください。入場券が届かなかつたり、紛失した場合でも選挙人名簿に登録されていれば投票することができますので、投票所の係員にお申し出ください。

期日前投票について

投票日当日に仕事や外出などの予定がある場合は、期日前投票ができます。入場券の裏面に「宣誓書」を印刷していますので、予め記入していただくこととスムーズな受付ができます。

▶期日前投票期間 7月2日(月)から7月7日(土)まで

▶期日前投票時間 午前8時30分から午後8時まで

▶期日前投票所 かすみがうら市役所千代田庁舎
かすみがうら市役所霞ヶ浦庁舎
中央出張所(働く女性の家)

